

令元福情答申第4号

令和元年8月1日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(市民局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会長 田邊 宜克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成31年4月23日付け市総第39号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市民体育館内で働く業務委託されている福岡市スポーツ協会のすべての従業員氏名と座席表。プール監視業務を委託している特定会社Aのアルバイトか従業員のすべての氏名とそれぞれの業務日誌1月から3月分」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市民体育館内で働く業務委託されている福岡市スポーツ協会のすべての従業員氏名と座席表。プール監視業務を委託している特定会社Aのアルバイトか従業員のすべての氏名とそれぞれの業務日誌1月から3月分」について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成31年4月2日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成31年3月22日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、公開請求を行った。
- (2) 平成31年4月2日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成31年4月5日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね以下のように主張している。

福岡市職員は、氏名を掲示して、市民に対して職務遂行している。また、福岡市職員名簿で組織図及び組織別職員氏名一覧を公表している。

しかしながら、福岡市民体育館の組織図において、一部職員の氏名を氏だけに限定し氏名の一部を非公開とした決定は違法不当である。

したがって、本件決定は、取り消されるべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、その弁明意見書（令和元年5月10日收受）及び令和元年6月19日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 福岡市民体育館運営組織図について

福岡市民体育館は、福岡市スポーツ協会が指定管理者として管理運営している。公の施設の管理に関しては、指定管理者が順守すべき事項、その他必要な事項を定めている基本協定書に基づき、毎年度、福岡市と指定管理者において指定管理料に関することやその他必要な事項について実施協定書を締結する。その実施協定書の添付資料として、各年度の2月末までに、翌年度の事業計画書を指定管理者に提出させている。その事業計画書のうち、管理を遂行するに当たっての人員計画の内容を示すものが運営組織図である。

福岡市民体育館運営組織図には福岡市民体育館の管理を遂行するために必要なすべての職員の氏名が記載されており、審査請求人が公開請求を行った時点で実施機関が保有している最新のものを対象文書とした。

(3) 福岡市民体育館運営組織図における非公開情報の判断理由について

福岡市民体育館運営組織図において、「指定管理者本部」「責任者」の氏名は公開とし、「維持管理・清掃スタッフ」の氏名及び「事務・受付等スタッフ」「スポーツ指導・監視員スタッフ」の名については、それぞれ条例第7条第1号に該当するとして非公開とした。

ア 「指定管理者本部」「責任者」の氏名について

会長以下常務理事までについては、役員名簿により氏名が公表されていることから、その氏名は条例第7条第1号ただし書アに該当する。

課長及び責任者についても、福岡市職員であった者で再就職したのものによる依頼等の規制等に関する条例（平成28年福岡市条例第13号）第4条の規定等に基づき再就職状況に関する事項としてその氏名が公表されてい

ることから、その氏名は条例第7条第1号ただし書アに該当する。

係長及び係員は福岡市からの派遣職員であり、その氏名は条例第7条第1号ただし書ウに該当する。

イ 「維持管理・清掃スタッフ」の氏名について

「維持管理・清掃スタッフ」は、特定会社Bに雇用されている職員であり、氏名の公表もなされていないため、条例第7条第1号ただし書ア及びウには該当しないと判断した。

ウ 「事務・受付等スタッフ」「スポーツ指導・監視員スタッフ」の氏名について

「事務・受付等スタッフ」「スポーツ指導・監視員スタッフ」は、公益財団法人福岡市スポーツ協会及び特定会社A、特定会社Cに雇用されている職員であり、その氏名は条例第7条第1号ただし書ウには該当しないと判断した。

ただし、上記職員は、公の施設である福岡市民体育館において、福岡市と指定管理者との取り決めに基づき氏が表示された名札を常時着用し業務を行っているのみならず、その氏については、利用者からの問い合わせがあれば回答するなど、原則として公開とする方針である。よって、氏については慣行として公にされている情報であると判断し、条例第7条第1号ただし書アに該当するとした。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件審査請求の争点について

実施機関は、本件公開請求に係る対象文書として、第3、2、(2)の福岡市民体育館運営組織図（以下「本件運営組織図」という。）のほか、市民体育館座席表、福岡市民プール監視等業務日誌（平成31年1月4日から同年3月22日分）及び福岡市民プール受付業務日誌（平成31年1月5日から同年3月22日分）を特定して、本件決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求においては、そのうち特に本件運営組織図の写しを審査請求書に添付した上で、本件運営組織図に記載されている一

部職員の氏名又は氏名の一部を非公開とした点についての違法不当を主張していることから、当審査会において、これを見分したところ、本件運営組織図には、役職員の氏名、担当業務及び所属が記載されており、実施機関は、このうち、事務・受付等スタッフ及びスポーツ指導・監視員スタッフに係る職員の名並びに維持管理・清掃スタッフに係る職員の氏名（以下「本件一部職員の氏名等」という。）について条例第7条第1号に該当することを理由に非公開としたことが認められる。

以上を踏まえ、当審査会としては、本件運営組織図における本件一部職員の氏名等の条例第7条第1号該当性について、以下検討する。

2 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定している。

第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。なお、公務員等の範囲については、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地

方三公社の役員及び職員が限定列挙されている。

3 第1号該当性について

本件一部職員の氏名等が、第1号本文に該当することは明白であるため、以下、第1号ただし書に該当するかを検討する。

(1) 第1号ただし書ア該当性について

実施機関によると、本件一部職員の氏名等は、いずれも公表されている事実ではなく、ホームページや福岡市民体育館内に掲載している事実もないとのことである。このような事情においては、本件一部職員の氏名等は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、第1号ただし書アに該当する事情は認められない。

なお、実施機関は、福岡市民体育館の職員のうち、事務・受付等スタッフ及びスポーツ指導・監視員スタッフの氏については、第1号ただし書アに該当するという理由で本件決定においてこれを公開しているが、実施機関によれば、これらの職員は公の施設である福岡市民体育館の利用者との対面業務に従事することにかんがみ、勤務時間中は常時その氏を表示した名札を着用させるよう福岡市から指定管理者に求めるとともに、利用者からの問い合わせに対しては氏は原則として回答するとのことであり、このような事情を踏まえれば、対面業務に従事する職員の氏に限り「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとした実施機関の上記判断に不合理な点は認められない。

(2) 第1号ただし書イ又はウ該当性について

実施機関によると、本件運営組織図において氏名の全部又は一部を非公開とした職員は、公益財団法人福岡市スポーツ協会又は特定会社A若しくは特定会社Cに雇用された職員とのことであり、いずれも第1号ただし書ウに列挙される公務員等に該当する事実は認められない。

また、本件一部職員の氏名等が第1号ただし書イに該当する事情も認められない。

(3) 結論

以上によれば、本件運営組織図における本件一部職員の氏名等が第1号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

以上により、本件決定については、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年4月23日	諮問
令和元年5月10日	実施機関の弁明意見書を収受
令和元年6月19日（2部会）	実施機関から意見聴取，審議
令和元年7月17日（2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，大脇成昭，北坂尚洋，山下亜紀子